

## 議会のあり方検討会

平成29年3月1日（水）

午後1時30分

第2委員会室

### 議 題

#### 1 検討事項について

(1) 「意見交換会」について

#### 2 平成28年度議会のあり方検討会報告書について

#### 3 その他

## 配付資料一覧

### 【議題1】

- 1 尾張旭市議会意見交換会実施要綱（案）
- 2 意見交換会フロー図（資料）

### 【議題2】

- 3 議会のあり方検討会報告書（案）

○尾張旭市議会意見交換会実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、尾張旭市議会が開催する意見交換会の運営に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 意見交換会の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 議会及び議員の活動について理解を深める。
- (2) 市民の様々な意見を参考にし、政策提案機能の強化を図り、市政に活かす。

（開催の要請及び申込等）

第3条 意見交換会の開催を要請しようとする常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会（以下「委員会」という。）は、尾張旭市議会意見交換会開催要請書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

2 意見交換会の開催を申し込もうとする市内で活動する団体又は自治会等（以下「団体等」という。）は、開催希望日の30日前までに、尾張旭市議会意見交換会開催申込書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて議長に提出しなければならない。

- (1) 出席者名簿
- (2) その他議長が必要と認める書類

（意見交換会の開催と決定）

第4条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、議会運営委員会に諮り、意見交換会開催の可否を決定する。

- (1) 委員会から意見交換会の開催の要請があったとき。
- (2) 団体等から申込みがあったとき。
- (3) その他議長が必要と認めるとき。

2 議長は、前項の規定により開催の可否を決定したときは、次の各号に掲げるとおり通知する。

- (1) 開催する場合 尾張旭市議会意見交換会開催決定通知書（様式第3号）
- (2) 開催しない場合 尾張旭市議会意見交換会非開催決定通知書（様式第4号）

（公平性の確保）

第5条 同一または類似の団体等との意見交換会は、公平性確保のため、原則として同一年度内は開催しないこととする。

（議題）

第6条 意見交換会の議題は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市政に関する事項
- (2) 市議会に関する事項
- (3) その他議長が必要と認める事項

(日程及び会場)

第7条 意見交換会の日程及び会場は、議会運営委員会において協議し決定する。

(出席議員)

第8条 意見交換会に出席する議員（以下「出席議員」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 意見交換会案件に係る常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員
- (2) 議長が議会運営委員会に諮り指名する議員

(意見交換会の運営)

第9条 意見交換会における司会進行は副委員長をもって充て、記録者2名を選任する。

(記録及び報告)

第10条 意見交換会の内容は、意見交換会終了後、委員会が取りまとめ、議長に文書によって報告する。

(対応及び公表)

第11条 議長は、前条の報告書の提出があったときは、意見等の対応方針協議を行い、速やかにその内容を市議会ホームページ及び市議会だよりに掲載し公表する。

(次第)

第12条 意見交換会は、1時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- (1) 開会あいさつ
- (2) 出席者紹介
- (3) 意見交換
- (4) 閉会挨拶

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において協議し決定する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

意見等の対応方針協議

開催日等

意見等

回答等

対応方針協議結果（課題調整会議）

- 1 委員会等で対応を協議（所管： ）  
※調査（行政側から現状を聞くなど）・協議して、結論を報告する
- 2 行政側に伝える
- 3 当日の回答どおり
- 4 過去に出た意見と同じであり既に協議済（ ）
- 5 保留とする  
※現在進行中の事業等の状況や今後の展開等を受けての判断とする

様式第1号（第3条第1項関係）

尾張旭市議会意見交換会開催要請書

年 月 日

尾張旭市議会議長 様

委員長名

Ⓔ

下記のとおり、尾張旭市議会意見交換会実施要綱第3条第1項の規定により議会意見交換会の開催を要請します。

記

意見交換の テーマ	テーマ：
	(補足説明)
意見交換を 行う団体等	<input type="checkbox"/> 指定する団体等（名称： ） <input type="checkbox"/> 公募
日 時	年 月 日（ ） 時 分 ～
会 場	
備 考	

様式第2号（第3条第2項関係）

尾張旭市議会意見交換会開催申込書

年 月 日

尾張旭市議会議長 様

団体の名称

代表者住所

氏名

印

電話番号

下記のとおり、尾張旭市議会意見交換会実施要綱第3条第2項の規定により議会意見交換会の開催を申し込みます。

記

意見交換の テーマ	テーマ：	
	(補足説明)	
希望日時	第1希望	年 月 日 ( ) 時 分 ~
	第2希望	年 月 日 ( ) 時 分 ~
	第3希望	年 月 日 ( ) 時 分 ~
参加予定 人数		
会 場		
備 考		

様式第3号（第4条第2項関係）

## 尾張旭市議会意見交換会開催決定通知書

平成 年 月 日

様

尾張旭市議会議長

印

平成 年 月 日付で申し込みのあった議会意見交換会の実施について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

実施日時	平成 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
実施場所	
実施内容	
備考	



様式第4号（第4条第2項関係）

尾張旭市議会意見交換会非開催決定通知書

平成 年 月 日

様

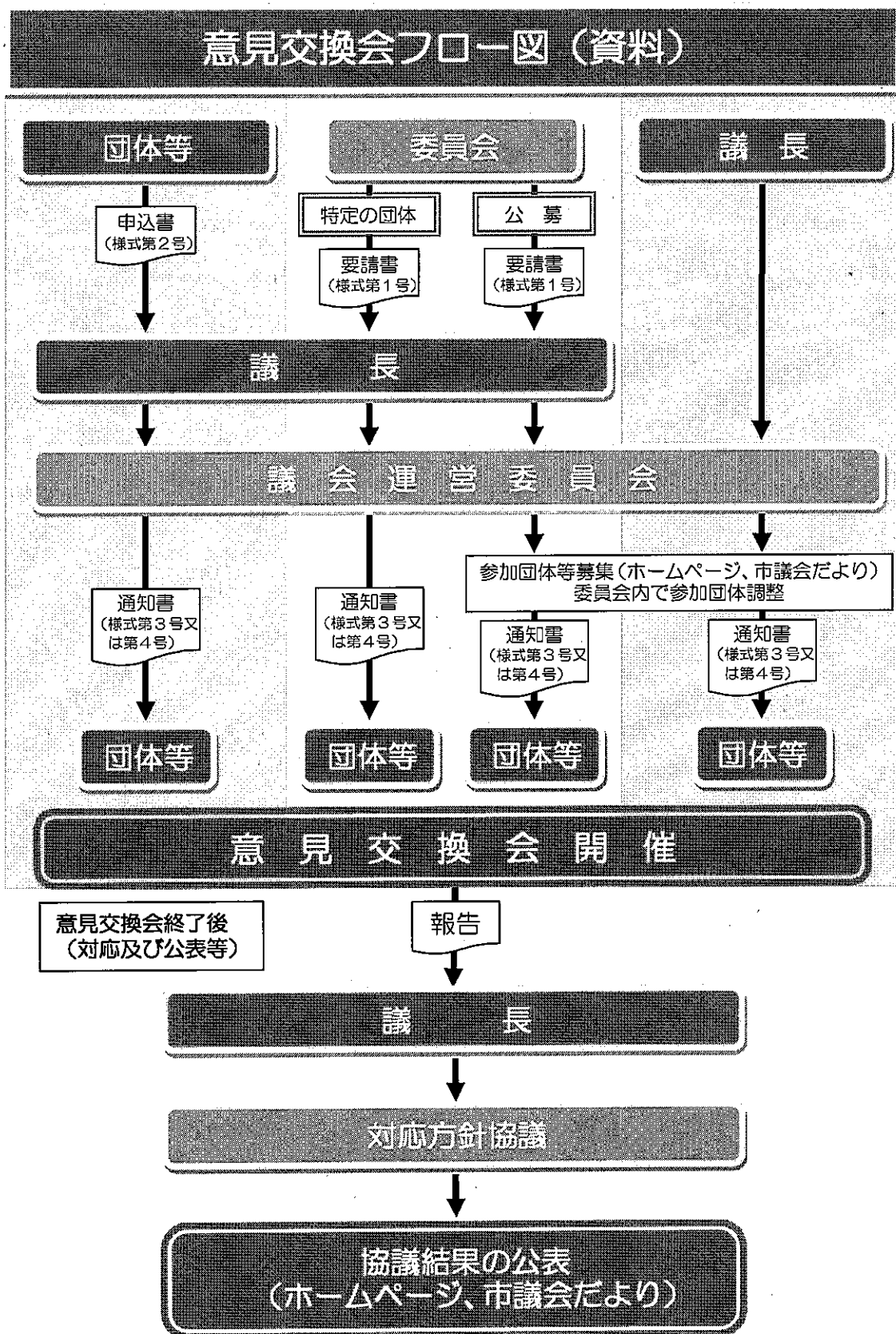
尾張旭市議会議長

印

平成 年 月 日付で申し込みのあった議会意見交換会の実施について、下記のとおり開催しないことと決定しましたので通知します。

記

（開催しない理由）



案

3

平成 年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

議会のあり方検討会

座長 武田 なおき

議会のあり方検討会報告書

議会のあり方検討会設置要綱第6条に基づき平成28年度の検討結果を下記のとおり報告します。

記

1 構成員

座長：武田なおき（副議長） 副座長：秋田 進（議会運営委員長）  
委員：片渕 卓三 川村つよし 篠田 一彦 成瀬のりやす 花井 守行  
牧野 一吉 まつだまさる 若杉たかし

2 開催状況

平成28年度開催数 8回

第1回：平成28年 6月24日	第2回：平成28年 8月 4日
第3回：平成28年 9月27日	第4回：平成28年10月14日
第5回：平成28年11月22日	第6回：平成29年 1月30日
第7回：平成29年 2月21日	第8回：平成29年 3月 1日

3 検討事項

- (1) 尾張旭市議会における災害発生時の対応要領について
- (2) 議会基本条例策定に向けての検討について

4 検討結果

- (1) 尾張旭市議会における災害発生時の対応要領について  
平成28年10月26日付けで議長あて検討結果報告書を提出済み。
- (2) 議会基本条例策定に向けての検討について  
ア 議会基本条例策定について  
議長の諮問を受け条例制定の是非を含めた協議を行った。

条例制定が目的ではなく、さまざまな課題を解決しながら実践を積んだ上で条例制定へ繋げていくものであり、議論をすることで議会が活性化して本当の議会改革へと繋がる。

今年度は条例制定を進めるのではなく、特に必要と思われる「政策提言の充実について」をテーマとし、①意見交換会、②政策討論会、③公聴会・参考人の活用 の3項目を協議事項に挙げ、その中でも「意見交換会」の制度整備について協議を行った。

#### イ 意見交換会について

意見交換会の制度整備に向け、委員作成の要綱案をたたき台として協議した。協議の主な内容としては、目的の明文化をするとともに、条項や文言の整理をしたもので、要綱案の主な内容は次のとおりである。

##### 【要綱案の主な内容】

- ① 開催の主体について  
常任委員会、特別委員会、議会運営委員会の委員会単位で開催する。
- ② 対象について  
市内で活動する団体又は自治会等を対象とする。
- ③ 開催の決定について  
議長が議会運営委員会に諮り開催の可否について決定する。
- ④ 開催の要請・申込等について
  - ・委員会からの要請
  - ・団体からの申込
  - ・議長が必要と認める場合以上3通りの方法とする。
- ⑤ 意見交換会後の対応・公表等について
  - ・意見交換会の内容を委員会が取りまとめ、議長へ報告書を提出する。
  - ・議長は、報告書の提出があったときは、対応方針協議を行い、その内容をホームページ及び市議会だよりにて公表する。

以上の主な内容で、別紙尾張旭市議会意見交換会開催要綱（案）を作成した。

##### 【留意事項】

- ・団体の定義については議会運営委員会にて協議いただきたい。
- ・請願・陳情の受付期日を定例会ごとに設けているように、団体からの意見交換会の受付についても「議会運営に関する申し合わせ事項」に盛り込めないか協議いただきたい。

ウ 政策討論会、公聴会・参考人の活用について

今年度は意見交換会の整備を優先的に行うこととし、協議保留とした。

5 次年度への申し送り事項

- (1) 年度途中で過去から積み残しとなっている課題を各会派で持ち寄ったところ、課題が多岐にわたり課題を絞ることができず、また、年度内での十分な協議は困難であることから見送られた。各会派からの課題の提案については、新年度の早期から着手できるようにしていただきたい。
- (2) 過年度の検討結果報告書を別冊にまとめたので、課題抽出の際にご参考いただきたい。
- (3) 政策討論会、公聴会・参考人の活用について、今年度は協議保留とした。各会派での課題提案の際に当該事項も合わせて検討いただきたい。